

認知症高齢者等の行方不明時における早期発見 及び身元不明者の身元確認に関する連携要領

I 目的

急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等が行方不明となるケースが多く発生していることから、行方不明者を早期に発見し家族等の元に安全に戻ることができるよう、府内の市町村及び地域のネットワーク（地域の関係団体等によるSOSネットワーク等）、京都府警並びに京都府等の関係機関（以下「関係機関」という。）での情報共有の基本的なルールを確立する。

また、身元不明のまま保護された認知症高齢者等についても、その身元を早期に確認し、家族等の元に戻ることができるよう、関係機関との連携や情報共有について基本的なルールを確立する。

II 認知症高齢者等の行方不明時における早期発見に向けた連携について

1 関係機関の相互の連携等

行方不明者を早期に発見し、家族等の元に安全に戻ることができるよう、関係機関は相互に連携するとともに、行方不明者発生時には、必要な情報を共有し、十分な連携を図りながら迅速な対応を行うものとする。

2 情報共有のための連絡体制の確立

- (1) 円滑な情報の共有を図るため、関係機関は予め、担当者や連絡先を記載した連絡網を作成する等連絡体制の確立に努める。
- (2) 上記(1)により作成した連絡網は関係機関内で共有するとともに、行方不明者発生時には当該連絡網を活用し、迅速な情報共有を図るものとする。

3 行方不明となるおそれがある者の事前登録

- (1) 市町村は、行方不明者が発生した場合に円滑な情報共有を図るため、可能な限り、行方不明者となるおそれのある者について、予め家族等の十分な了解を得て、別記第1号様式により、必要な情報の把握に努めるものとする。
なお、警察との円滑な連携のため、予め家族等の了解を得て、事前に所管警察署と把握した情報を共有することができる。
- (2) 事前登録を行った者が行方不明になった場合は、情報提供・協力依頼を行う際に本情報を有効に活用するものとする。
- (3) 事前登録により把握した情報は、可能な限り更新に努めることとし、所管警察署と情報を共有している場合は、更新した情報の共有に留意することとする。

4 行方不明者が発生した場合の対応手順

- (1) 家族等から行方不明者発生の届出を受けた市町村（地域包括センター等を含む。）は、必要な情報を把握するとともに、家族等の同意を得たうえで、地域のネットワーク、京都府の所管保健所及び所管警察署等に対して情報提供・協力依頼を行うものとし、また、公共交通機関やタクシー会社等、行方不明者が移動するために利用する可能性がある団体等に対して、必要に応じ、情報提供・協力依頼を行うものとする。
- (2) 家族等から行方不明者の届出を受けた市町村は、家族等の意向も確認の上、広域的

な情報提供・協力依頼を行う必要があると判断した場合、近隣市町村に対して情報提供・協力依頼を行うことができるとともに、京都府高齢者支援課に対し、広域的な情報提供・協力依頼について依頼を行うことができる。

- (3) 上記(2)により情報提供・協力依頼を受けた京都府高齢者支援課は、管内保健所、管内市町村及び他の都道府県に対し、情報提供・協力依頼を行うものとする。
- (4) 上記(2)又は(3)により情報提供・協力依頼を受けた市町村は、地域のネットワークに対し、情報提供・協力依頼を行うものとする。
- (5) 上記(1)から(4)までの情報提供・協力依頼は、別記第2号様式を使用して、メール及びFAX等により行うものとする。

5 行方不明者を発見した場合の対応手順

- (1) 地域のネットワークや警察署が行方不明者を発見した場合は、当該行方不明者の住所地市町村等に連絡するものとする。
- (2) 行方不明者を発見した旨の連絡を受けた市町村は、地域のネットワーク、京都府の所管保健所及び所管警察署等に対し、情報提供を行うものとする。
- (3) 上記4の(2)により近隣市町村に情報提供・協力依頼を行っている場合、行方不明者を発見した旨の連絡を受けた市町村は、近隣市町村に情報提供を行うものとする。
なお、上記4の(2)により京都府高齢者支援課に情報提供・協力依頼を行っている場合、行方不明者を発見した旨の連絡を受けた市町村は、京都府高齢者支援課に情報提供を行うものとする。
- (4) 上記(3)により情報提供を受けた京都府高齢者支援課は、管内保健所、管内市町村及び他の都道府県に対し、情報提供を行うものとする。
- (5) 上記(3)又は(4)により情報提供を受けた市町村は、地域のネットワークに対し、情報提供を行うものとする。
- (6) 上記(2)から(5)までの情報提供は、別記第3号様式を使用して、メール及びFAX等により行うものとする。

6 地域のネットワーク構築の推進

SOSネットワーク等、地域のネットワークの構築は、地域で高齢者等が行方不明となった場合に対応するための一つの有効な施策であると考えられることから、各市町村においては、地域のネットワーク構築の推進に努めるものとする。

また、京都府は、地域のネットワーク構築に係る必要な情報を提供するとともに、必要に応じて研修等により市町村を支援するものとする。

III 身元不明者の身元確認に向けた連携について

1 関係機関の相互の連携等

警察が警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条に基づき身元不明者を保護し、身元が確認できた場合は、その家族、知人その他関係者にこれを通知し、引き取りについて必要な手配を行う。

ただし、身元が確認できない場合は、病院や施設等に引き継がれた後に生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護が適用されるケースが多いことから、当該者の身元確認は、市福祉事務所及び府保健所（以下「福祉事務所等」という。）を中心に、関係機関と相互に情報共有を図り、対応することを基本とする。

2 身元不明者に福祉事務所が生活保護を適用する場合の対応手順

(1) 身元不明者の救護

身元不明者を救護した福祉事務所等は、本人の希望も確認の上、病院、老人福祉施設又は救護施設等への入院・入所を検討するとともに、生活保護法に基づく保護の適用を検討する。

(2) 発見当初における警察署との連携

福祉事務所等は、身元不明者に生活保護を適用する場合は、関係機関への調査を依頼するとともに、所管の警察署に別記第4号様式（「継続」に取消し線を引くこと。）により、生活保護法第29条に基づく調査を依頼する。

(3) 新たな情報を把握した場合における警察署との連携

生活保護を適用した後、訪問調査時や病院・施設職員からの聴き取りにより新たに身元の判明に繋がる情報を把握した場合は、当該内容に応じて関係機関へ調査を依頼するとともに、所管の警察署に別記第4号様式（「新規」に取消し線を引くこと。）により、生活保護法第29条に基づく調査を依頼する。

3 身元が判明した場合の対応手順

生活保護を適用していた身元不明者の身元が確認できた場合で、当該者を扶養義務者その他の確実な引取先に移送するときは、生活保護を適用していた福祉事務所等がその移送について責任を持つとともに、引き続き保護を要する場合の新たな保護の実施機関や入院・入所先への連絡等の措置を行うことを原則とする。

4 身元確認に繋がる情報の共有

身元不明者に生活保護を適用した福祉事務所等が身元確認のため所管行政圏域を越えた広域な情報共有が必要と判断した場合には、当該身元不明者の情報を府内市町村や他の都道府県に提供するよう京都府地域福祉推進課へ要請するとともに、各自治体のホームページの掲載、警察署での閲覧協力を検討し実施する。

5 その他

生活保護が適用されない場合については、市福祉事務所並びに町村の高齢者福祉関係部局及び精神保健関係部局等が上記2から4までの手順及び様式を参考に対応する。

IV 今後の取組について

この要領に基づく連携については、今後、各関係機関により着実に定着させていくとともに、関係機関が定期的かつ地域ごとに運用実態の検証を行い、随時、必要な見直しを行うものとする。

附則

この要領は、平成26年10月7日から施行する。

附則

この要領は、一部改正し、平成27年5月12日から施行する。

附則

この要領は、一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、一部改正し、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記第2号様式(裏面)

個人情報に関する同意書

私は、(行方不明者の氏名)の発見のため、官公署、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他行方不明者の発見に協力する団体（以下「官公署等」という。）に対して、表面の「行方不明高齢者発見協力依頼書」を提供することに同意します。

また、発見のために必要な場合については、官公署等が得た情報を相互に下記の範囲で情報提供することについても同意いたします。

年 月 日

<行方不明者>

住 所

氏 名

<同意書記入者>

住 所

氏 名

⑩

(行方不明者との続柄)

電 話 番 号

緊 急 連 絡

情報提供を希望する範囲に○をつけてください（複数選択可）

地域の範囲		機関等の範囲	
<input type="checkbox"/>	住所地市町村域	<input type="checkbox"/>	行政機関
<input type="checkbox"/>	京都府内	<input type="checkbox"/>	地域包括支援センター
<input type="checkbox"/>	他府県の隣接市町村	<input type="checkbox"/>	介護保険事業所等
<input type="checkbox"/>	隣接府県(福井県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県)	<input type="checkbox"/>	徘徊SOSネットワーク等
<input type="checkbox"/>	全国	<input type="checkbox"/>	インターネットによる不特定多数へ公表
<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	その他

行方不明者の発見にかかる
協力依頼解除連絡書

各 市 町 村 長 様
京都府〇〇〇保健所長 様
京都府〇〇〇警察署長 様

〇〇市町村長

先般、行方不明のため、発見協力を依頼しておりました下記の方については、本日、発見（確認）されましたので連絡いたします。

関係機関の皆様には、この間、公務御多忙の折にもかかわらず、格別の御尽力をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

記

1 対象者氏名 _____

2 発見（確認）日時 年 月 日

担当	〇〇市〇〇課〇〇係 〇〇〇〇	
	電話	FAX
	E-Mail	

身元確認依頼書 (新規・継続)

京都府〇〇〇警察署長 様

京都府〇〇広域振興局長
 京都市〇〇福祉事務所長
 〇〇市福祉事務所長

印
 印
 印

保護の決定又は実施のため必要がありますので、身元が明らかでない下表の者に係る氏名及び住所又は居所に関する情報を報告してください。

フリガナ氏名(仮名)		フリガナ(旧姓)		写真 顔 (別添可)		
性別	男・女	推定年齢	歳			
保護された日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 頃					
保護された場						
発見の特徴等	身長	cmくらい	体重	kgくらい	写真 全身 (別添可)	
	体型	肥 ・ 小肥 ・ 中肉 ・ やせ				
	めがね	あり (レンズ: 縁:) ・ なし				
	頭髪	長髪・短髪・その他 () (色:)				
	履物	靴・長靴・スリッパ・サンダル (色:)				
	所持品	カバン類 あり (色: 特徴:) ・ なし 帽子 あり (色: 特徴:) ・ なし				
	上衣	オーバー・コート等 あり (色: 特徴:) ・ なし セーター・ブラウス等 あり (色: 特徴:) ・ なし シャツ (半袖・長袖) あり (色: 特徴:) ・ なし その他				
	下衣	ズボン あり (色: 特徴:) ・ なし スカート あり (色: 特徴:) ・ なし その他				
その他	参考となる情報					
新たに判明した事実	年月日	内 容				

担当	所属
	電話 FAX

別記第4号様式（裏面）

参考（条文抜粋）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（資料の提供等）

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
 - 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。